



旧郡山市立栃山神小学校 旧郡山市立月形小学校

活用事業者公募要項

(旧郡山市立栃山神小学校)



(旧郡山市立月形小学校)



令和6年4月

郡山市

財務部公有資産マネジメント課

1 公募の概要

(1) 事業の名称

- ① 旧郡山市立栃山神小学校活用事業
- ② 旧郡山市立月形小学校活用事業

(2) 公募の目的

廃校となった小学校の既存建物及び敷地について、長い間、教育の場であり、また、地域のシンボルであったという歴史や、自然に恵まれた環境であることを踏まえ、民間事業者の持つ事業ノウハウを活かすことにより、廃校施設を利活用していくことが、地域振興や地域活性化に向けて有効であることから、活用事業の主体となる民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するものです。

(3) 対象施設(以下「旧学校施設」という。)

施設名	敷地面積 (公簿面積)	所在地
旧郡山市立栃山神小学校	10,676 m ²	郡山市田村町栃山神字千穂8
旧郡山市立月形小学校	15,062 m ²	郡山市湖南町館字館 127

※ 旧学校施設の詳細は、「旧学校施設活用事業者公募に係る施設概要書」(以下「施設概要書」という。)のとおりです。

(4) 旧学校施設の活用方法

【旧郡山市立栃山神小学校】

- ①-1 旧学校施設の活用方法は、現況有姿での「売買契約」又は「賃貸借契約」のいずれかによるものとします。

【旧郡山市立月形小学校】

- ①-2 旧学校施設の活用方法は、現況有姿での「売買契約」によるものとします。

【共通】

- ② 旧学校施設の活用方法の詳細は、「旧郡山市立栃山神小学校活用事業者・旧郡山市立月形小学校活用事業者公募要項」(以下「公募要項」という。)に定めるもののほか、「旧学校施設活用事業者公募に係る共通仕様書」とおりです。

2 契約方法(売買契約又は賃貸借契約)

【旧郡山市立栃山神小学校】

- ①-1 契約方法は、応募者が活用事業企画提案書で提案した方法としますので、「売買契約」又は「賃貸借契約」のいずれかを提案してください。

【旧郡山市立月形小学校】

- ①-2 契約方法は、「売買契約」での契約となりますので、応募者は活用事業企画提案書において「売買契約」での提案してください。

【共通】

- ② 契約する対象範囲は、施設概要書で示した土地、既存建物、その他の工作物等の全てとします。
- ③ 一部だけを「買い受ける」又は「借り受ける」提案はできませんのでご注意ください。

(1) 売買契約による場合【共通(旧郡山市栃山神小・旧郡山市立月形小)】

① 売買価格

- (a) 不動産鑑定士の算定による不動産鑑定評価額を基に、本事業の公募における最低売却価格を下表のとおり定めます。
- (b) 売買価格は、最低売却価格以上で応募者が提案した希望売買価格とします。
- (c) 売買価格の土地と建物の配分価格のうち、建物の配分価格には、売買価格に係る消費税及び地方消費税を別途、ご負担いただきます。
- (d) 希望売買価格の提案は、消費税及び地方消費税を除いた額としてください。
- (e) 引き渡し前に敷地内の建物、設備、機器、建具、外構、物品等に不良が存在する場合の修繕について、郡山市(以下「市」という。)では一切対応しません。
- (f) 活用事業の実施に向けて必要となる改修費用及び修繕費用に係る契約事業者の負担を踏まえ、希望売買価格を提案してください。

施設名	最低売却価格	配分比率	
旧郡山市立栃山神小学校	総額 125,000,000 円(※)	土地	0.1283
		建物	0.8717
旧郡山市立月形小学校	総額 2,500,000 円(※)	土地	1.0000
		建物	0.0000

(※) 売却価格に建物の配分比率を乗じた金額に対して、別途、消費税及び地方消費税をご負担いただきます。(消費税額及び地方消費税額＝売却価格×建物配分比率×10%)

② 売買契約の契約締結日

- (a) 売買契約の締結日は、本事業で選定する優先交渉権者と協議の上、決定します。
- (b) 優先交渉権者は、売買契約の締結をもって契約事業者とします。
- (c) 契約の締結は、文部科学省の財産処分に係る承認手続き後となります。
- (d) 土地又は建物のどちらか一方の配分価格が 2,000 万円以上の売買契約の締結は、郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 40 年郡山市条例第 35 号)第3条の規定に基づく郡山市議会の議決後となります。

③ 契約保証金

- (a) 契約保証金は免除とする。

④ 売買代金の支払方法

- (a) 売買契約締結後、契約事業者は、市が指定する日(契約締結日の翌日から起算して 24 日目)までに売買代金を一括して納入するものとします。
- (b) 施設の引渡しは、売買代金の完納後に行うものとします。

⑤ 費用負担

契約事業者は、次の費用を負担するものとします。

- (a) 契約締結に要する費用(契約書作成に係る印紙税の納付)
- (b) 所有権移転登記に要する費用(登録免許税 ※売買代金を納入するまでに納付するものとします。)
- (c) 不動産取得税(県税)及び固定資産税(市税)が課税されます。
- (d) 事業所床面積の合計が 1,000 m²を超える場合、事業所税(市税)が課税されます。

⑥ 禁止行為

土地及び施設等の所有権移転の日から 10 年間は、次の行為を禁止します。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

- (a) 選定された活用事業に反する用途に使用すること。
- (b) 売却、贈与、交換、出資等により第三者に所有権を移転すること。
- (c) 選定された活用事業に反する地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を設定すること。

⑦ 所有権移転の登記

所有権移転の登記は、売買代金の支払完了後に市が行うものとします。

⑧ 買戻特約の登記

- (a) 市は、契約事業者が上記「⑥ 禁止行為」に定める禁止行為をしたときは、売買物件の買戻しをすることができるものとします。
- (b) 市と契約事業者は、所有権移転の登記と同時に、買戻特約の登記を行うものとします。

⑨ 活用事業の調査協力と報告

- (a) 市は、契約事業者が選定された活用事業の目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、契約事業者はこれに協力しなければなりません。
- (b) 契約事業者は、市が求める場合活用事業の状況を 10 年間報告しなければなりません。

⑩ 事業計画の変更

契約事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市へ届け出てください。

⑪ 契約不適合責任

売買契約締結後、売買物件に契約事業者の権利に損害をおよぼす又はその恐れのある種類・品質又は数量に関して契約不適合があっても、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。

(2) 賃貸借契約による場合【旧郡山市立栃山神小学校のみ】

※旧郡山市立月形小学校においては賃貸借契約での提案はできません。

① 貸付の方法

市と契約事業者は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結します。

② 貸付期間

- (a) 貸付期間は、10年以上(1年単位)で応募者が提案した期間とします。
- (b) 貸付期間が10年未満の提案はできませんのでご注意ください。
- (c) 貸付期間には、施設等の活用に必要な改修等に要する期間を含むものとします。
- (d) 貸付期間は、期間満了により終了し、更新しないものとしますが、貸付期間終了前に再契約について協議するものとします。

③ 賃貸借料

- (a) 不動産鑑定士の算定による不動産鑑定評価額を基に、本事業の公募における賃貸借料基準額を下表のとおり定めます。
- (b) 賃貸借料は、応募者が提案した希望賃貸借料とします。
- (c) 賃貸借料に係る消費税及び地方消費税を別途、ご負担いただきます。
- (d) 希望賃貸借料の提案は、消費税及び地方消費税を除いた額としてください。
- (e) 賃貸借料基準額未満での提案も可能です。

ただし、活用事業者及び活用事業の提案内容が、郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和40年5月1日)第4条の規定に該当すると認められない場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づく郡山市議会の議決が必要となります。なお、市議会で議決されない場合は、賃貸料基準額が賃貸借料となります。

- (f) 契約期間中に敷地内の建物、設備、機器、建具、外構、物品等に不良が生じた場合の修繕は、事由が天災地変による場合も含め、契約事業者の負担で行うものとします。
- (g) 活用事業の実施に向けて必要となる改修費用及び契約期間中の貸付物件の修繕費用に係る契約事業者の負担を踏まえ、希望賃貸借料を提案してください。

施設名	賃貸借料基準額
旧郡山市立栃山神小学校	月額 505,000 円(年額 6,060,000 円)(※)

(※) 別途、消費税及び地方消費税をご負担いただきます。

④ 賃貸借契約の締結日

- (a) 賃貸借契約の締結日は、本事業で選定する優先交渉権者と協議の上、決定します。
- (b) 優先交渉権者は、賃貸借契約の締結をもって契約事業者とします。
- (c) 契約の締結は、文部科学省の財産処分に係る承認手続き後となります。

⑤ 連帯保証人

契約事業者は、市がその必要があるとした場合、連帯保証人を立てなければなりません。

⑥ 契約保証金

- (a) 契約保証金として、月額賃貸借料の3か月分以上の額(消費税及び地方消費税を加算しない。)を、賃貸借契約を締結するまでに市に納入するものとします。
- (b) 契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺(未払いの賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還)した上で、無利息で返還します。
- (c) 契約保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。

⑦ 賃貸借料の支払方法

賃貸借料の支払方法は、年払い又は月払いとし、いずれの支払方法とするかは、市と契約事業者で協議の上、決定します。

⑧ 損害賠償責任保険の加入

- (a) 活用事業の実施に当たり、契約事業者が故意又は過失などにより市又は第三者に損害を与えた場合は、契約事業者が賠償責任を負うことになるため、契約事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとします。
- (b) 契約締結に当たり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。(保険の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。)

⑨ 賃貸借料の改定

- (a) 希望賃貸借料による契約は、契約締結後の5年間とします。契約期間が6年目以降の賃貸借料の金額の決定に当たっては、賃貸借料基準額との差額、活用事業に係る収支状況及び3年ごとの固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、当該評価替えの時期に合わせて、市と契約事業者で協議の上、賃貸借料の見直しを行います。
- (b) 社会経済情勢の変動その他の理由により、賃貸借料の額が実情に沿わなくなったときは、契約締結後の5年間又は固定資産税評価額の評価替えにかかわらず、市と契約事業者で協議の上、賃貸借料の見直しを行うことができることとします。

⑩ 費用負担

契約事業者は、次の費用を負担するものとします。

- (a) 契約締結に要する費用(契約書作成に係る印紙税の納付)
- (b) 賃貸借料改定等による変更契約の締結に要する費用(契約書作成に係る印紙税の納付)
- (c) 事業所床面積の合計が1,000 m²を超える場合、事業所税(市税)が課税されます。

⑪ 禁止行為

賃貸借期間中、次の行為を禁止します。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

また、契約事業者が禁止行為に違反する行為をしたときは、市は、通知、催告等することなく、契約を解除することができるものとします。

- (a) 選定された活用事業に反する用途に使用すること。
- (b) 賃借権の全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- (c) 選定された活用事業に反する地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他

使用及び収益を目的とする権利を設定すること。

⑫ 転貸についての留意事項

第三者に転貸する場合は、市との協議事項や合意事項を継承することとし、事前に市の承諾を得てください。

⑬ 活用事業の調査協力と報告

(a) 市は、契約事業者が選定された活用事業の目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、契約事業者はこれに協力しなければなりません。

(b) 契約事業者は、市に対して活用事業の実施状況(事業実績、収支状況等)を毎年報告しなければなりません。

⑭ 事業計画の変更

契約事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市へ届け出てください。

⑮ 契約満了時の留意事項

(a) 市と契約事業者は、契約期間満了の6か月以上前までに、賃貸借契約の再契約又は売買契約に関して協議を行うこととします。

(b) 協議の結果、再契約を締結しない場合、契約事業者は、契約期間が満了するまでに、市が承諾した部分を除き、自己の負担で契約事業者が所有・管理する構造物などの物件を撤去し、契約前の原状に回復した上で市に返還することとします。

(c) 契約事業者は、原状回復の必要経費並びに造作の買取り及び有益費の償還等の請求を市に行うことはできません。

⑯ 業務継続が困難となった場合の措置

(a) 市は、契約事業者が選定された活用事業を誠実に履行しなかった場合、事前に書面で通知することにより定期建物賃貸借契約を解除することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は、契約事業者が賠償するものとします。

(b) 原状回復等に関しては、上記「⑮ 契約満了時の留意事項」と同様の取扱いとします。

(c) 不可抗力など、市及び契約事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、活用事業の継続が困難になった場合又は事業の変更が必要となった場合は、市と契約事業者で協議の上、対応を決定することとします。

⑰ その他

(a) 活用事業を実施するための各種申請手続きは、全て契約事業者が行うものとします。

(b) 契約期間中の施設運営及び貸付物件の維持管理は、全て契約事業者の負担で行うものとします。

3 活用事業提案の応募資格

応募者は、次の「(1) 応募資格」に掲げる事項を全て満たす法人格を有する団体又は法

人格を有する複数の団体からなるグループとします。ただし、市と契約を締結するまでの間に、法人格を取得することを前提とする個人での応募も認めます。

(1) 応募資格

- ① 活用事業期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ計画の実現について過去の経歴及び実績又は同等の実行力並びに社会的信用を有する者であること。
- ② 役員等又は本人が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 地方自治法第238条の3第1項に規定する職員に該当しない者であること。
- ④ 市税等の滞納がない者であること。
- ⑤ 役員等又は本人が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- ⑦ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定による政治団体及び宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定による宗教団体でないこと。

(2) 法人格を有する複数の団体からなるグループとして応募する場合は、次に掲げる事項に注意してください。

- ① グループで代表となる団体を設定することとします。
- ② グループの全ての構成員が「(1) 応募資格」に定める事項の全てを満たしているものとし、応募資格を満たさない団体が含まれるグループは応募することはできません。
- ③ 同一の応募者が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することはできません。

4 公募スケジュール

(1) スケジュール(予定)

(スケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。)

内 容	日 程
活用事業者の公募開始日	令和6年4月 15 日(月)
公募申込み受付期間 ※ 申込み受付後、原則 10 日以内に公募申込資格の審査結果を通知します。	公募開始日～ 令和6年5月 17 日(金)
旧学校施設見学希望者及び施設図面閲覧希望者の申込み受付期間	
旧学校施設の現地案内 ※ 見学希望者の申込み受付後に日程等の詳細をご連絡します。	施設見学申込み受付後～ 令和6年5月 22 日(水)
公募要項に関する質問受付期間 ※ 質問に対する回答は、5月 31 日(金)までに市ウェブサイトに掲載します。	公募開始日～ 令和6年5月 24 日(金)
活用事業企画提案書の提出期限	令和6年6月7日(金)
提案内容のプレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年6月
優先交渉権者の決定	
基本協定の締結	
優先交渉権者との協議・調整	令和6年6月以降 (日程は優先交渉権者と協議の上、決定します。)
優先交渉権者による地域への説明・協議	
優先交渉権者による開発許可申請・建築確認手続き	
文部科学省の財産処分に係る承認申請手続き ※ 郡山市が実施します。	
郡山市議会への議案提出・議決 ※ 郡山市が実施します。(議決を要しない契約内容の場合は実施しません。)	
売買契約又は賃貸借契約の締結、施設の引き渡し	

(2) 公募要項の公表

公募要項等の関係書類は、公募開始日から令和6年5月 31 日(金)まで、担当窓口(市役所本庁舎2階公有資産マネジメント課)で直接配布するほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市ウェブサイトーしごと・産業ーファシリティマネジメントー資産活用ー旧栃山神小学校・旧月形小学校の活用事業者を募集します」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/26/108322.html>

5 旧学校施設の現地案内・図面閲覧

活用事業者公募に申込みを希望される事業者向けに旧学校施設の現地案内を実施します。現地案内の内容は、主に建物等及び敷地の状況確認に関することとします。

また、施設の図面閲覧を希望される場合は、貸出しを行います。

※施設図面については、現時点で市において保管している図面のみ貸出しをいたします。建築当時の図面等不足している図面もありますのでご了承下さい。

(1) 日 時

- ① 旧学校施設の見学希望申込み受付後、令和6年5月22日(水)まで随時開催します。
- ② 日程等の詳細は、見学申込み受付後にご連絡します。

(2) 場 所

施 設 名	敷地面積 (公簿面積)	所 在 地
旧郡山市立栃山神小学校	10,676 m ²	郡山市田村町栃山神字千穂8
旧郡山市立月形小学校	15,062 m ²	郡山市湖南町館字館 121 番1

(3) 申込み方法

- ① 旧学校施設の見学を希望される場合は、令和6年5月17日(金)までに「旧学校施設見学申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し、担当窓口にてE-mail 又は FAX にて送信してください。

※ 受付期間最終日は、午後5時 15 分までに受信したものについて受付を行います。

- ② 旧学校施設の図面閲覧を希望される場合は、令和6年5月17日(金)午後5時 15 分までに担当窓口へ電話で申込みをしてください。

(4) その他

- ① 現地案内の当日は、開始時間までに現地集合してください。
- ② 現地案内は、見学申込みがあった団体ごとに個別に開催します。
- ③ 現地見学時に、カメラ等による撮影も可能です。
- ④ 本事業は現況有姿での引渡しとするので、活用事業者公募に申込みの場合は、必ず施設の現地確認を行ってください。
- ⑤ 契約後の企画提案を踏まえた施設の現地確認を行い、法令等に基づく規制や制限について関係機関に確認してください。

6 公募要項に関する質問受付

公募要項に関する質問受付は、次のとおり行います。

- (1) 受付期間:公募開始日から令和6年5月24日(金)まで

※ 受付期間最終日は、午後5時 15 分までに受信したものについて受付を行います。

(2) 質問受付方法

公募要項質問書(様式第2号)に必要な事項を記入し、担当窓口にて E-mail 又は FAX にて送信してください。電話又は口頭による質問は受け付けできませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

- ① 質問に対する回答は、令和6年5月31日(金)までに質問者に回答するとともに、市ウェブサイトに掲載します。
- ② 受付期間中であっても整理できた質問から随時掲載する予定ですので、定期的に市ウェブサイトをご確認ください。
- ③ 質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から、公表に支障のある質問についてはご注意ください。
- ④ 単なる意見の表明及び応募に係る質問と解されない等については、回答しないことがあります。

7 公募申込み受付(公募申込資格の審査)

(1) 公募申込み受付期間:公募開始日から令和6年5月 17 日(金)まで

- ① 受付期間最終日は、午後5時 15 分までに市に到達したものについて受付を行います。
- ② 受付期間を過ぎたものは、受け付けできません。

(2) 申込み方法

- ① 活用事業者公募の申込み希望者は、次の「(3) 提出書類」全てを担当窓口まで持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合には、事前に郵送提出の旨を担当窓口まで電話連絡してください。
- ② 受付期間内に公募申込みを行わない又は応募資格を有しない場合は、公募に応募することはできません。
- ③ 公募の申込み後に活用事業企画提案書を提出できない等の事例が発生した場合でも、公募申込みを行った事業者が不利益な取扱いを受けることはありません。

(3) 提出書類

No.	提出書類	提出書類に係る説明
1	公募申込書	様式第3号のとおり
2	応募団体概要書	様式第4号のとおり ※ 他に応募団体の事業概要を紹介したパンフレット等があれば併せて提出してください。(任意提出)
3	履歴事項全部証明書 若しくは身分証明書又はその写し	(1) 法人格を有する団体の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し (2) 個人の場合は、市町村役場で発行された身分証明書又はその写し (3) (1)、(2)ともに、公募開始日以降に発行されたもの

		に限る。
4	決算書類 (直近期3年分)	(1) 損益計算書 (2) 貸借対照表 (3) キャッシュフロー計算書 (4) 株主資本等変動計算書 ※ (1)~(4)の書類を作成していない場合は、これらに準じる書類を提出してください。
5	直近の納税証明書又はその写し	(1) 市町村税(各市町村様式) ※ 郡山市外の団体の場合でも郡山市に納税義務を有する場合は、郡山市発行の納税証明書も提出してください。 (2) 法人税、消費税及び地方消費税(税務署様式その3の3) ※ 個人の場合は申告所得税、消費税及び地方消費税(税務署様式その3の2) (3) (1)、(2)ともに、公募開始日以降に発行されたものに限る。
6	印鑑証明書若しくは印鑑登録申請書又はその写し	公募開始日以降に発行されたものに限る。
7	事業提案の応募資格を満たす旨の誓約書	様式第5号のとおり
8	公募申込資格確認結果郵送受領用封筒	長形3号の封筒の表面に郵送受領用封筒貼付用紙(様式第6号)を貼付け、444円分の切手を貼付すること。

- ① 提出書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書若しくは印鑑登録申請書と同一のものとしてください。
- ② 複数の団体からなるグループとして応募する場合は、代表法人を設定し、グループを構成する全ての団体について、No.2、No.3、No.4、No.5、No.7の書類を提出してください。
- ③ 設立間もない法人で該当する書類がない場合は、当該書類の提出を省略できるものとします。
ただし、代わりとなる書類の提出を求める場合があります。
- ④ 提出書類の確認は、受付後の事後審査とするので、提出書類に不備又は不明な点等があった場合は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ No.2、No.3、No.4、No.5の書類は、次の「**8 活用事業企画提案書等の提出 (3) 提出書類**」で再度、提出が必要となります。

(4) 提出部数 各1部

(5) 公募申込資格の確認結果通知

公募申込資格の確認は、公募の申込みに必要な提出書類を受付後、速やかに行うものとし、受理日から10日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)に通知します。

8 活用事業企画提案書の提出

公募申込希望者のうち、公募申込資格を有すると認められた希望者は、次のとおり活用事業企画提案書等の必要書類を提出してください。

(1) 提出期限:令和6年6月7日(金)

- ① 提出期限最終日は、午後5時 15 分までに市に到達したものについて受付を行います。
- ② 提出期限を過ぎたものは、受け付けできません。

(2) 提出方法

公募申込資格を有する希望者は、次の「(3) 提出書類」全てを担当窓口まで持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合には、事前に郵送提出の旨を担当窓口まで電話連絡してください。

(3) 提出書類

No.	提出書類	提出書類に係る説明
1	「7 公募申込み受付(公募申込資格の審査) (3) 提出書類」に記載の No.2、No.3、No.4、No.5の書類。	
2	活用事業企画提案申込書 (様式第7号)	申込書に押印する印鑑は、全て印鑑証明書若しくは印鑑登録申請書と同一のものとしてください。
3	活用事業企画提案書 (様式第8号)	<u>1 旧学校施設の活用方法</u> ・ 旧学校施設を活用するに当たっての希望する契約方法(売買契約又は賃貸借契約のいずれか)を選択し、希望売買金額又は希望賃貸借料及び希望貸付期間を提案してください。 <u>2 活用事業の内容</u> ・ 活用事業で計画する施設名称(仮称で構いません)、計画する施設の用途、活用事業の概要・コンセプト、主たる業務内容を記載してください。 <u>3 運営方法</u> ・ 運営形態(開館日、開館時間、休日など)、人員配置(配置職種や人数など)、雇用方針(必要人員の確保方法など)、広報計画、最低限利活用する事業期間、中長期的な管理運営方針の考え方を記載してください。
4	レイアウト計画図 (任意様式 ※A3横又はA4縦とすること)	・ 敷地全体のレイアウト計画図、各建物のレイアウト計画図を記載してください。 ・ その他レイアウト構成を説明するために必要な事項(鳥瞰イメージ、写真イメージ等)があれば記載してください。

5	事業開始までのスケジュール(任意様式 ※A3横又はA4縦とすること)	契約締結以降の施設改修の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。
6	収支計画書及び資金計画書(任意様式 ※A3横又はA4縦とすること)	次に掲げる項目を記載した収支計画書及び資金計画書を作成し、提出してください。 ・ 事業運営費、レイアウト計画に係る改修費等を記載した事業年度ごとの10年間の収支計画書 ・ 事業費の概算額、概算内訳、出資金又は借入金等の当初事業費調達先及び調達金額(予定で構いません)等を記載した資金計画書
7	事業実績に関する資料(任意様式 ※A3横又はA4縦とすること)	類似施設の運営実績がある場合には、施設の概要、規模、施設所有の形態(売買契約により取得又は賃貸借契約等)、運営の実施主体、具体的な取組内容等を記載してください。
8	その他の関連資料(任意様式 ※A3横又はA4縦とすること)	活用事業の計画に関して、その他の関係資料がある場合は提出してください。

(4) 提出部数

- ・ 「(3) 提出書類 No.1」は6部(原本又は複写を合わせて6部)
- ・ 「(3) 提出書類 No.2～8」は各7部(1部原本、6部複写)
- ・ 提出書類の確認は、受付後の事後審査とするので、提出書類に不備又は不明な点等があった場合は、必要に応じて追加書類の提出を求められます。

※提出書類については上記提出部数分を書類により提出を頂くほか、「(3) 提出書類 No1～No8」までのPDFデータ(No6 収支計画書及び資金計画書についてはエクセルデータ)をCD-Rにより併せて提出して下さい。

9 選定方法

(1) 選定体制

市は、提案内容の審査を行うため、有識者及び市職員で構成する「旧郡山市立栃山神小学校・旧郡山市立月形小学校活用事業者選定審議会」(以下「審議会」という。)を設置します。なお、審議会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とします。

(2) 審議会の運営

審議会による審査内容及び議事内容は、応募者のアイデア及びノウハウの保護の観点から、非公開とします。

(3) 優先交渉権者の決定方法

- ① 応募者によるプレゼンテーション及び審議会によるヒアリング審査を行い、最も点数の

高い応募者を契約の締結に向けて協議を行う優先交渉権者とします。

- ② 優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次順位者を優先交渉権者とします。
- ③ 審査の結果、全ての応募者が最低基準点に達しない場合は、優先交渉権者なしとします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募書類確認後、応募者による企画提案のプレゼンテーション及び審議会によるヒアリング審査を実施します。詳細は公募申込資格を有する希望者へ個別に連絡します。

- ① 審査日程: 令和6年6月(予定)
- ② 審査場所: 郡山市役所内の会議室(予定)
- ③ 内 容
 - (ア) プレゼンテーション(15分以内)
 - ・ 提出された応募書類に基づき15分以内で行っていただきます。
 - ・ 事前に申請すれば、スライド等を使用してプレゼンテーションを行うことも可能としますが、スライド等の内容を提出した企画提案と異なる内容とすることはできません。
 - (イ) ヒアリング審査(10分程度)

プレゼンテーション後、10分程度の質疑応答によるヒアリング審査を行います。
- ④ 出席者: 説明者及び説明補助者を含め3名以内とします。

(5) 審査項目

- ① 審査点の総合計は300点とします。
- ② 審査点の最低基準点は150点とします。
- ③ 提案内容について、次の審査項目に基づき審査を行います。

旧郡山市立栃山神小学校		
審査項目及び配点	審査基準	
内容評価 120点	敷地全体の有効活用(20点)	・敷地全体の土地、既存建物及びその他の工作物を有効に活用する内容か。
	公共公益性(20点)	・公共公益性が高い事業の用に供するものか。
	提案事業の内容(20点)	・廃校を有効に活用するにあたり、より独自性・独創性がある提案内容か。
	地域振興・地域活性化(20点)	・旧学校施設の活用に地域住民の参加を促進し、活用事業者と地域が連携する内容か。 ・新たな賑わいの場を創出して交流人口の増加や地域住民間の交流機会の拡大を図る内容か。 ・地域振興や地域活性化の効果を一過性のものとしなくて長期に渡って継続する内容か。
	雇用創出・地域経済への波及(20点)	・新たな雇用の場の創出につながる内容か。 ・市内の事業者の売上向上につながる内容か。 ・成長性あるいは安定性を有する新たな事業を展開し、地域経済へ事業効果を波及させる内容か。
	地域との良好な関係構築(20点)	・地域の特性を活かした内容か。 ・地域の将来に配慮して長期的に良好な関係を築いていく内容か。 ・地域住民の安全・安心、町並み等に配慮しているか。
確実性評価 80点	事業スケジュール(30点)	・事業開始までのスケジュール、事業体制が明確かつ適切か。 ・事業開始に必要な改修費等の資金が確実に確保できているか。 ・事業開始までに必要な申請等の手続きに見通しが立っているか。
	事業運営の確実性・継続性(30点)	・事業運営に必要な自主財源の確保は十分か。 ・事業運営の収支計画が具体的かつ実現可能性は十分か。 ・類似事業の取組実績、運営実績は十分か。
	提案内容の総合評価(20点)	・公募要項の内容及び関係法令を理解した有効な提案内容か。 ・プレゼンテーションが分かりやすく、ヒアリングの質疑に対する返答が的確か。 ・事業者の経営モラル、財務状況は健全か。 ・応募者は誠実で、法令順守に対する姿勢は適切か。
(契約評価) 100点	契約種別(40点)	・売買契約を希望しているか。(40点) ・賃貸借契約を希望しているか。(20点)
	契約希望額(60点)	・より高い希望売買価格又は希望賃貸借料を提案しているか。

旧郡山市立月形小学校		
審査項目及び配点	審査基準	
内容評価 120点	敷地全体の有効活用(20点)	・ 敷地全体の土地、既存建物及びその他の工作物を有効に活用する内容か。
	公共公益性(20点)	・ 公共公益性が高い事業の用に供するものか。
	提案事業の内容(20点)	・ 廃校を有効に活用するにあたり、より独自性・独創性がある提案内容か。
	地域振興・地域活性化(20点)	・ 旧学校施設の活用に地域住民の参加を促進し、活用事業者と地域が連携する内容か。 ・ 新たな賑わいの場を創出して交流人口の増加や地域住民間の交流機会の拡大を図る内容か。 ・ 地域振興や地域活性化の効果を一過性のものとしなくて長期に渡って継続する内容か。
	雇用創出・地域経済への波及(20点)	・ 新たな雇用の場の創出につながる内容か。 ・ 市内の事業者の売上向上につながる内容か。 ・ 成長性あるいは安定性を有する新たな事業を展開し、地域経済へ事業効果を波及させる内容か。
	地域との良好な関係構築(20点)	・ 地域の特性を活かした内容か。 ・ 地域の将来に配慮して長期的に良好な関係を築いていく内容か。 ・ 地域住民の安全・安心、町並み等に配慮しているか。
確実性評価 80点	事業スケジュール(30点)	・ 事業開始までのスケジュール、事業体制が明確かつ適切か。 ・ 事業開始に必要な改修費等の資金が確実に確保できているか。 ・ 事業開始までに必要な申請等の手続きに見通しが立っているか。
	事業運営の確実性・継続性(30点)	・ 事業運営に必要な自主財源の確保は十分か。 ・ 事業運営の収支計画が具体的かつ実現可能性は十分か。 ・ 類似事業の取組実績、運営実績は十分か。
	提案内容の総合評価(20点)	・ 公募要項の内容及び関係法令を理解した有効な提案内容か。 ・ プレゼンテーションが分かりやすく、ヒアリングの質疑に対する返答が的確か。 ・ 事業者の経営モラル、財務状況は健全か。 ・ 応募者は誠実で、法令順守に対する姿勢は適切か。
(契約評価) 100点	契約希望額(100点)	・ より高い希望売買価格を提案しているか。

(6) 優先交渉権者の通知及び公表

- ① 審査の結果は、審査を実施した応募者全員に書面により通知します。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次順位者を優先交渉権者とすることから、各応募者には、審査結果の順位を通知します。
- ② 優先交渉権者として決定した応募者の提案内容の概要は、市ウェブサイト等で応募者名とともに公表します。
- ③ 審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けません。

10 公募申込みに関する留意事項

(1) 同一の応募者による複数の企画提案

- ① 同一の応募者が一つの旧学校施設に対し、複数の企画提案申込みを行うことはできません。
- ② 同一の応募者が二つの旧学校施設に対し、同じ内容の企画提案申込みを行うことはできません。(施設の併願の申込みを禁止します。)
- ③ 同一の応募者が二つの旧学校施設を別々に活用する企画提案がある場合は、2件の企画提案申込みを行うことも可能です。

(2) 応募内容の変更

活用事業企画提案書の提出期間内であれば、既に提出した書類の内容を変更できるものとします。

ただし、活用事業企画提案書の提出期間終了後は変更することはできません。

また、複数の団体からなるグループとして応募する場合、代表団体及びグループを構成する団体等の変更は、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、変更を認めることがあります。

(3) 公募申込みの取下げ

公募申込申請書類を提出した後に応募を辞退する場合は、応募取下届(様式第9号)に必要な事項を記入し、担当窓口まで持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合には、事前に郵送提出の旨を担当窓口まで電話連絡してください。

(4) 公募申込資格の取消し

次に掲げる事項に該当する場合、市は公募申込資格を取り消します。この場合、公募申込資格を取り消された者が行った提案は無効になります。

- ・ 「3 事業提案の応募資格」で定める応募資格を満たさなくなった場合
- ・ 申込内容に虚偽及び重大な変更等があった場合

(5) 応募書類の取扱い及び費用負担

- ① 公募の申込みに関して提出された書類は返却しません。
- ② 公募申込みに要する費用(書類作成費用、旧学校施設見学参加費用、プレゼンテーション参加費用等)は応募者の負担とします。

(6) 公募要項等の承諾

応募者は、この「公募要項」、「旧学校施設活用事業者公募に係る施設概要書」、「旧学校施設活用事業者公募に係る共通仕様書」の記載内容を理解した上で、応募書類を提出してください。なお、応募書類の提出があった場合は、承諾したものとみなします。

11 基本協定及び契約の締結

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、市は、令和6年6月を目途に、優先交渉権者と契約締結に向けた基本協定の締結を行います。

(2) 事業計画協議書の提出

- ① 優先交渉権者は、優先交渉権者決定の翌日から2か月以内に事業計画協議書を提出してください。
- ② 事業計画協議書には、活用事業企画提案書に基づき、活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、レイアウト計画図、協議項目、課題等を整理したものを記載してください。
- ③ 事業計画に基づく内装等(設備を含む。)のプランの設計を行い、その設計に係る資料を提出してください。

(3) 優先交渉権者による地域(※)との協議

(※) 地域の対象範囲は、旧郡山市立栃山神小学校については主に田村町、旧郡山市立月形小学校は湖南町とします。

- ① 優先交渉権者は、地域に活用事業の内容について説明を行っていただきます。
- ② 地域からの意見については、長期的に地域と良好な関係を築いていくためにも、可能な限り取り入れてください。
- ③ 地域で校庭、校舎、体育館等の一部を災害時の指定避難所や指定緊急避難場所又は地域行事等で使用している施設は、引き続き地域で使用できるように可能な限り配慮してください。

(4) 文部科学省の財産処分に係る承認申請手続き

- ① 旧学校施設の売買契約、賃貸借契約については、文部科学省の財産処分に係る承認申請手続きの必要があり、承認までの期間は、3か月以上要します。
- ② 契約締結は、承認決定後に行います。

(5) 優先交渉権者の決定取消し

次に掲げる事項に該当する場合、市は優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。この場合、優先交渉権を取り消された者が行った提案は無効になります。

- ① 「3 事業提案の応募資格」で定める応募資格を満たさなくなった場合
- ② 申込内容に虚偽及び重大な変更等があった場合
- ③ 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、上記「(2) 事業計画協議書の提出」に定

める事業計画協議書が提出されない場合

(6) 契約締結

- ① 事業計画協議書に基づき契約に向けて協議を行い、協議が整いましたら、活用事業企画提案書で示した売買契約又は賃貸借契約のいずれかによる契約を締結するものとします。
- ② 市は、公募要項に定めのない事項、又は基本協定及び契約に定める事項について疑義等が生じたときは、優先交渉権者と協議の上、決定するものとします。

(7) 費用負担

- ① 基本協定及び契約の締結に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。
- ② 市と優先交渉権者による協議の結果、双方が合意に至らなかった場合、それぞれの検討に要した費用等について、市は一切補償しません。

12 その他の注意事項

- (1) 公募型プロポーザルの公正性及び競争性を確保するため、公募申込みの状況等に関する問い合わせについては、一切回答しません。
- (2) 公正な公募型プロポーザルの執行が妨げられると認められるときは、公募を中止若しくは延期し、又は公募方法について変更することがあります。
- (3) (1)、(2)によるもののほか、市が公募型プロポーザルの継続が困難と判断した時は、予告なく公募を中止し、又は公募要項を変更することがあります。

13 担当窓口

郡山市 財務部 公有資産マネジメント課(担当:戸田、川崎)

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL:024-924-2051(直通) FAX:024-931-3245

E-mail:kouyushisan@city.koriyama.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

旧学校施設見学申込書

見学希望施設		
(ふりがな) 法人名又は個人名		
所在地	〒	
代表者職・氏名		
連絡先	住所	
	所属部署	
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
参加人数	名	
その他	(見学に当たって特に希望する事項があれば記入してください)	

令和 年 月 日

公 募 要 項 質 問 書

(ふりがな) 法人名又は個人名		
連絡先	所属部署	
	職・氏名	
	住 所	
	電話番号	
	E-mail	
質問内容		
項目	(公募要項項目番号・ページ)	
内 容		

(様式第3号)

令和 年 月 日

郡山市長

公募申込書

旧郡山市立 小学校活用事業者の公募に申込みます。

法人名又は個人名 代表者職・氏名		実印
所在地		〒
連絡先	住所	
	所属部署	
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

グループ構成(複数の法人又は個人で申込みの場合、代表者以外について記入する。)

法人名又は個人名 代表者職・氏名		実印
所在地	〒	
法人名又は個人名 代表者職・氏名		実印
所在地	〒	

旧郡山市立 小学校活用事業者公募
応募団体概要書

（ふりがな） 法人名又は個人名	
代表者職・氏名	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	総数 名（うち非常用従業員 名）
主たる業務内容	
事業経歴 ※主な経歴を記載してください。	
主要取引先	

- ※ 1枚に記載しきれない場合は複数枚で提出しても構いません。
- ※ グループで応募する場合は、全ての構成団体について作成し、提出してください。
- ※ 応募団体の概要を紹介したパンフレット等がある場合は提出してください。（任意）

令和 年 月 日

郡山市長

事業提案の応募資格を満たす旨の誓約書

法人名又は個人名 代表者職・氏名	実印
所在地	〒

旧郡山市立 _____ 小学校活用事業者の公募に申込みにあたり、下記の応募資格を全て満たすことを誓約します。

記

- 1 活用事業期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ計画の実現について過去の経歴及び実績又は同等の実行力並びに社会的信用を有する者であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する職員に該当しない者であること。
- 4 市税等の滞納がない者であること。
- 5 役員等又は本人が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- 6 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 7 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定による政治団体及び宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定による宗教団体でないこと。
- 8 「旧郡山市立栃山神小学校活用事業者・旧郡山市立月形小学校活用事業者公募要項」、「旧学校施設活用事業者公募に係る施設概要書」、「旧学校施設活用事業者公募に係る共通仕様書」の内容を理解するとともに、契約締結後の旧学校施設の活用計画を踏まえた現地確認を行い、法令等に基づく規制や制限について確認していること。

※ グループとして応募する場合は、全ての構成団体が誓約書を提出してください。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法(抄)

(職員の行為の制限)

第二百三十八條の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

郡山市暴力団排除条例(抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。)第2条に規定する者を除く。)をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民 市内に居住している者並びに市内に通勤通学する者及び滞在する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。ただし、関係団体を除く。
- (7) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (8) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体をいう。

(公共工事等における措置)

第8条 市は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。)の交付その他の市の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。)の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

政治資金規正法(抄)

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
 - 二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの
- 3 前項各号の規定は、他の政党(第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。)に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。
- 4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八十六条の二若しくは第八十六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者(当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。)をいう。
- 5 第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

宗教法人法(抄)

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(様式第6号)

公募申込資格確認結果郵送受領用封筒貼付用紙

公募申込希望者の住所、法人名又は個人名を記載し、キリトリ線に沿って切り取り、長形3号の封筒の表面に貼り付け、提出してください。

キリトリ線

簡 易 書 留

切手貼付 スペース 444 円分の 切手を貼付 内訳 定型郵便 (50gまで) 94 円 + 簡易書留 350 円	【宛先(公募申込み希望者)】			
	<table border="1"><tr><td>住 所</td><td>〒</td></tr><tr><td>法人名又は 個人名</td><td>御中 様</td></tr></table>	住 所	〒	法人名又は 個人名
住 所	〒			
法人名又は 個人名	御中 様			
公募申込資格確認結果通知書 在中				
【差出人】 〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番7号 郡山市財務部 公有資産マネジメント課				

(様式第7号)

令和 年 月 日

郡山市長

活用事業企画提案申込書

事前に公募申込資格を有すること通知を受けた旧郡山市立 小学校活用事業者の公募に必要な書類を添えて申込みます。

法人名又は個人名 代表者職・氏名		実印
所在地		〒
連絡先	住所	
	所属部署	
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

グループ構成(複数の法人又は個人で申込みの場合、代表者以外について記入する)

法人名又は個人名 代表者職・氏名	実印
所在地	〒
法人名又は個人名 代表者職・氏名	実印
所在地	〒

**旧郡山市立 小学校活用事業者公募
活用事業企画提案書**

法人名又は個人名:	
-----------	--

1 旧学校施設の活用方法

希望する契約方法(希望する契約方法を○印で囲んでください)		
1. 売買契約	希望売買価格(※)	円(税抜)
	(※)希望売買価格のうち、建物の配分価格には売買価格に係る消費税及び地方消費税を別途、ご負担いただきます。	
2. 賃貸借契約	希望賃貸借料(※)	月額 円(税抜)
	(※)賃貸借料に係る消費税及び地方消費税を別途、ご負担いただきます。	
	希望貸付期間	年間

2 活用事業の内容

活用事業で計画する施設名称(仮称で構いません)
計画する施設の用途
活用事業の概要・コンセプト
主たる業務内容

3 運営方法

運営形態(開館日、開館時間、休日など)
人員配置(配置職種や人数など)
雇用方針(必要人員の確保方法など)
広報計画
最低限利活用する事業期間
中長期的な管理運営方針の考え方

※ 文章の長さに合わせて適宜改行して記入してください。

※ 企画提案に関する関係資料がある場合は提出してください。(任意)

(様式第9号)

令和 年 月 日

郡山市長

応募取下届

旧郡山市立 小学校活用事業者の公募申込みを都合により取り下げたいので届け出ます。

法人名又は個人名 代表者職・氏名		実印
所在地		〒
連絡先	住所	
	所属部署	
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

グループ構成(複数の法人又は個人で申込みの場合、代表者以外について記入する)

法人名又は個人名 代表者職・氏名	実印
所在地	〒
法人名又は個人名 代表者職・氏名	実印
所在地	〒

応募取下げの理由(取下げに至った理由を記載してください。)

--